

船舶事故調査報告書

平成29年1月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成28年3月21日 11時10分ごろ
発生場所	三重県尾鷲市三木里港南東方沖 三木埼灯台から真方位256° 3,000m付近 (概位 北緯33° 58.0′ 東経136° 14.3′)
事故の概要	プレジャーボート明和丸は、北西進中、また、ミニボート（船名なし）は、漂流中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成28年4月11日、主管調査官（横浜事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート 明和丸、5トン未満（長さ10.50m） 243-33333三重、個人所有 B ミニボート（船名なし）、長さ約3m なし、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 操縦者B、一級小型・特定
負傷者	なし
損傷	A 船首部に擦過傷 B 船体が分断（全損）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、友人1人を乗せて北西進中、船長Aが、右舷方の島にいた釣り人に注意を向けて航行していた。 B船は、操縦者Bが1人で乗船して漂流中、操縦者Bが、南東方から接近するA船を視認したが、まだ距離があり、A船が漂流中のB船をいずれ避航するものと思い、釣りを続けていたところ、A船が至近に接近していることに気付き、大声で叫んだり、立って手を振ったりしたが間に合わなかった。
分析	A船は、船長Aが、右舷方の釣り人に注意を向け、見張りを適切に行っていなかったことから、漂流中のB船に気付かなかったものと考えられる。 B船は、操縦者Bが南東方から接近するA船を視認した際、A船が漂流中のB船をいずれ避航するものと思い、釣りに注意を向け、A船に対する見張りを適切に行っていなかったことから、A船の接近に気付かず、漂流を続けたものと考えられる。
原因	本事故は、船長A及び操縦者Bが、共に見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。

参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 常時適切な見張りを行うこと。
-----------	---